

# 宮若市ホームページの設置基準について

18 宮企第 1524 号（平成 18 年 10 月 2 日決裁）

## （趣旨）

第 1 条 この設置基準は、宮若市（以下「市」という）の紹介及び行政情報等の提供とともに、市民と情報を共有することによって、協働のまちづくりの情報発信源とすることを目的として開設する市のホームページ（以下「ホームページ」という）について必要な事項を定めるものとする。

## （名称）

第 2 条 ホームページの名称は「宮若市公式ホームページ」とする。

## （サービスの種類）

第 3 条 ホームページのサービスの内容は、次のとおりとする。

- （1）市の行政情報及びまちづくり情報の提供
- （2）電子メール
- （3）画像情報

## （利用時間）

第 4 条 ホームページの利用時間は、通年、24 時間とする。ただし、運営上の都合により、全部又は一部を制限することができる。

## （管理者）

第 5 条 市長は、ホームページの運営に関する管理者を置くものとする。

- 2 管理者は、ホームページの運営を担当する部署の課長とする。
- 3 管理者は、以下の条項に基づきホームページの適正な運営管理を行う。

## （禁止事項）

第 6 条 利用者は、ホームページの利用について、次に掲げる行為を禁止する。

- （1）入力されている情報の改ざんをすること。
- （2）誹謗、中傷、その他公序良俗に反する行為をすること。
- （3）営業活動又は営利を目的とした行為をすること。
- （4）特定の政党、宗教団体等の宣伝、布教を目的とした行為をすること。
- （5）他の利用者又は第三者に不利益をもたらす行為をすること。
- （6）その他法令に反すると認められる等、市長が不相当と認める行為をすること。

## （損害の免責）

第 7 条 市長は、利用者の希望により掲示した情報によって、利用者が破った損害についてその責を負わないものとする。

- 2 ホームページの利用により、利用者が他の利用者又は第三者に損害を与えたときは、当該利用者の責任により解決するものとする。

(庶務)

第8条 ホームページに関する庶務は、総務企画部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この設置基準に定めるもののほか、ホームページの利用に関し必要な事項は、市長が定める。